

## 国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案） に関する意見募集結果と今後の予定について

### 1. 意見募集結果について

国営滝野すずらん丘陵公園では、平成22年度より、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施することとしております。このたび、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく、公共サービス基本方針（平成21年7月10日閣議決定）に従って、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるに当たり、広く国民の皆様からご意見を伺うため、平成21年8月11日（火）から平成21年8月24日（月）までご意見を募集致しました。

今回、お寄せ頂いたご意見とこれに対する回答について、別添のとおりとりまとめました。ご意見募集にあたり、ご協力頂きました皆様へ御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い致します。

※ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係わる諸情報につきましては、下記の内閣府のホームページをご参照下さい。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/nyusatsu/2009/0901/0901.html>

### 2. 今後の主な予定

平成21年10月8日 運営維持管理業務 募集開始

平成22年 2月頃 運営維持管理業務 事業予定者決定

※ 詳しくは、札幌開発建設部入札・契約情報をご覧ください。

<http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/bidon/contract/ippan/index.html>

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務に対する意見

別添

NO		要項案における該当箇所	ご意見	回答
			ご意見及び理由	
1	実施要項(案)	P.10 1.2.2個別業務の質の設定	「個別業務の質の最低水準は、別紙-6～8の「個別仕様書」による」とされていますが、個別仕様書は作業内容の仕様書であり、要求する質の最低水準は明記されていないと考えます。質の最低水準を具体的に示す指標を明記していただきたいと考えます。	
2	別紙資料	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙6(企画立案)、別紙7(運営維持管理)、別紙8(植物管理)においては、何が業務範囲であるのか示されていないまま、個別の業務に対する仕様が書かれており、受託者は何をすべきなのか理解しづらい。</li> <li>・別紙6(企画立案)については、別紙5の内容について一部記載するようにしないと、全体像がつかめない。</li> <li>・別紙7(運営維持管理)については、①通年(毎日、毎週等)必要な管理業務と、夏季または冬季通じて(その期間は毎日、毎週等)必要な管理業務、③シーズン入れ替え期等年に1～2回必要な業務に分けた上で、個別業務を説明していかないと、全体像がつかめない。</li> </ul>	ご意見をふまえ、それぞれの個別仕様書に、要求する質の最低水準を具体的に明記します。
3	実施要項(案)	P18 3. 入札参加資格に関する事項 (1) 共通要件 d)	<p>●意見</p> <p>「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。</p> <p>上記を次のように兼行していただきたい。 単体企業、もしくは共同企業体の代表企業は「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。共同企業体の構成員は「役務の提供等」において格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。</p> <p>もしくは、次のように変更してもらいたい。 単体企業、もしくは共同企業体の構成員は「役務の提供等」において格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。</p> <p>つまり共同企業体の代表企業でない構成員は、「役務の提供等」においてDの等級に格付けされていても可としていただくか、格付けさえされていれば可として、等級の制限は撤廃していただきたい。</p> <p>●理由</p> <p>1. Dの等級の優良造園工事関連企業も参入できる制度が必要 造園工事関連企業は国営公園の整備中管理工事を請け負っていたりすることから、植物管理に適しており、共同企業体の構成員として妥当である。その造園工事関連企業はほとんどがDの等級に格付けされており、現在の参加資格では共同企業体の構成員にもなれない。全国レベルで営業する大手の造園工事関連企業がようやくCの等級に格付けされているのが現状であり、また工事ではなく植木販売の生産者がC等級になりやすい現状となっている。これでは、現在の参加資格は地方自治体の指定管理者になっている地方の優良造園工事関連企業の参入を阻む障壁となっていると言わざるを得ない。地方自治体の指定管理者の経験があり、地方自治体の造園工事Aランクに評価されているが、「役務の提供等」においてDの等級の造園工事関連企業も幅広く参加できる参加資格とすべきである。具体的には北海道開発局に登録されている造園会社は70企業程度だが、C以上の格付け企業は20企業程度であり、そのほとんどが、大都市圏で全国に展開している大手造園会社か、〇〇のような大企業系列会社です。道内で指定管理者の経験がある優良地元造園会社の参加には大きな障壁となっているため。</p> <p>2. 民間競争入札の趣旨を考慮すれば、公益法人が有利になる制度は不相当 A、BまたはCという等級を参加資格にすると、都市公園の運営維持管理を主業務とする法人では、〇〇のような公益法人が有利になると考えられる。〇〇はA等級である。これでは、民間競争入札の趣旨と齟齬がある制度だと言わざるを得ない。等級の制限を撤廃するのがもっとも良い。</p> <p>3. 建設コンサルタントの参加を促すべきである 多くの大規模公園の管理運営計画は、建設コンサルタント業務であることからわかるように、運営管理の体制、企画、モニタリング等は建設コンサルタントが得意とする分野である。よって、共同企業体に建設コンサルタントが構成員となるのは妥当であり、構成員になれる制度、参加を促す制度にすべきである。北海道開発局に「造園」で建設コンサルタント登録している企業に参加資格を与えるか、「役務の提供等」でDに格付けされている企業の参加を認めるべき。</p> <p>4. 特定非営利活動法人の参加を促すべきである 指定管理者に特定非営利活動法人が多く参入しつつある。市民参加手法を多用する都市公園でもこの流れは必須である。本公園も日常利用に特定非営利活動法人が参加することは意義のあることである。しかし、特定非営利活動法人のほぼ全てはDの等級に格付けされ、このままでは共同企業体の構成員にもなれない。現在の資格は、特定非営利活動法人参加の障壁となっているのだ。共同企業体に特定非営利活動法人が構成員となるのは妥当であり、構成員になれる制度、参入を促す制度にすべきである。 具体的に言えば、北海道開発局に「役務の提供等」で登録している特定非営利活動法人は100法人に及ぶが、Cの等級に格付けされているのはわずか3法人だけであり、しかも3法人とも東京の法人である。これでは地元の特定非営利活動法人は浮かばれない。 Cの等級に格付けされている特定非営利活動法人 〇〇、〇〇、〇〇</p>	ご意見をふまえ、「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること、「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること」に修正します。
4			応募規定では国土交通省競争参加資格の格付けがCランク迄とありますが、地元企業の活性化、雇用促進の観点からDランク迄緩和して頂きたいのですがいかがでしょうか。	
5			<p>下記のように修正することが妥当と思います。</p> <p>開札日において、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、A、BまたはC、Dの等級に格付けされるか、造園工事のAランクであること。また、北海道地域の競争参加資格を有する者であること(4. (2) 2)に示す申請書類(以下、「申請書類」という。)の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。</p> <p>(理由)</p> <p>経営と技術に優れている造園業者を参加・育成する必要がありますが、役務のA、B、Cだと殆どどの造園業者も参加できません。Dでも経営と技術に優れ、地方自治体の指定管理者経験のある造園業者は多くあります。 また、工事ランクのAの入れる事により、しっかりした造園会社の参加が可能です。</p>	

		ご意見	回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見及び理由	
6	別紙資料 P33 (4)市場化テスト評価アドバイザーの設置	提案書の技術評価を行うのは、北海道開発局札幌開発建設部なのか、それとも「市場化テスト評価アドバイザー」なのか明確に示すべきである。	札幌開発建設部で行います。
7	別紙資料 別紙-P39 第38条本業務の再委託	再委託する場合は業務の透明性・公平性確保に考慮した契約方法をとるとするが、民間事業者の契約形態や契約方法について、このように国等が発注する際と同等の条件を義務付けることは不相当であると思われる。	ご意見をふまえ「事業者の適切な契約方法」と内容を修正します。
8	実施要項(案) P3 表 主な対象施設一覧	本要項ではH21年度の追加開園部分及びH22年6月の追加開園予定部分において必要となる管理運営内容・数量が読み取れないため、追加開園部分の管理運営経費をどれだけ見込むべきか想定することが難しい。 なお、別紙11のH18～H20年度までの経費や人員等、別紙12(別紙-p183)で示されたH18年度～H20年度決算報告書の維持管理業務費は、H20年度までの開園面積192.3haに対応したものであり、H21年度の追加開園による現在の供用面積313.8haや全面供用後の対象面積395.7haとも大幅に違っており、誤解を生じる可能性が大きいので、別紙11、別紙12にそのことを明記すべき。	別紙11、別紙12に、供用面積を追記します。
9	実施要項(案) P12 1.2.3創意工夫の発揮可能性 (1)企画提案項目	企画提案項目が①～⑩まで挙げられているが、これ以外の内容についても民間事業者が自主的に提案することのできる項目を追加すべきと考える。	加算項目審査の項番16において、各業務の仕様書に対して、民間事業者の創意工夫を提案していただくことができます。
10	実施要項(案) P14 1.2.5委託費の支払い方法 (1)運営維持管理業務	四半期毎に委託費を支払うものとし  ●意見 毎月委託費を支払うものとし  ●理由 資金繰りをスムーズにするため	
11	実施要項(案) P14 1.2.5 委託費の支払い方法 (1) 運営維持管理業務	下記のように修正することが妥当と思います。 民間事業者は、提出した………確保しなければならない。 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、毎月毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。 . . . (理由) 運営維持管理業務の殆どは人件費であり、委託費の支払いは四半期毎ではなく毎月の支払いとするのが望ましいと考えます。	四半期払いを基本にしていますが、会計法等に基づく協議が整った場合は四半期毎の概算払いが可能です。
12	実施要項(案) P.16 (5)民間事業者と国の責任分担 別紙-5第10条(別紙p-28) 国の指示に基づく管理内容の変更に伴う経費の増減	例えば開園日時の変更が民間事業者の発意ではなく国の指示・要請に基づくものであった場合、これに伴う経費の増加をすべて民間事業者が負担するのは無理があるのではないかと。	民間事業者と国の責任分担における「開園日時の変更」については、「民間事業者の提案による開園日時の変更に伴う経費の増減」と修正します。
13	実施要項(案) P16 1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (6)著作権の帰属について	資料等の作成・提出の指示に基づき提出した資料の著作権は国に帰属とあるが、全てをこのようにしては、民間事業者のインセンティブが働かないと考えられる。 民間事業者の独自ノウハウを活用し、作成したマニュアルなどは民間事業者固有のノウハウであり、この部分は民間事業者に帰属すべきで、国の帰属とすべきものではないと考える。	ご意見で懸念されている「技術やデザインの著作権」を、国に帰属するとは考えておりません。公園の業務費で作成した資料等の著作権は国に帰属すると考えております。
14	実施要項(案) P.19 3.(2)企業の業務実績に関する要件	表1企業の業務実績に関する要件では、単に1)都市公園の種別として、地区公園以上、2)レクリエーション施設・観光・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設としています。しかし、滝野すずらん丘陵公園には、花や芝生だけでなく、大規模な林地や自然林があり、これらの保全・活用、環境教育プログラムの提供等に対応できる業務実績が不可欠と考えます。 さらに、滝野の地域特性を踏まえるならば、冬期利用に関する実績が必要と考えます。したがって、都市公園の種別においては、1)総合公園のように修景植栽から樹林地の保全・活用まで、幅広い管理業務が営まれていることが想定できる都市基幹公園以上、2)レクリエーション施設・観光・商業施設においても、花や芝生だけでなく、樹林地管理を行っている一定規模(例えば2ha)以上の施設とすべきであると考えます。 さらに、積雪寒冷地での冬期利用の経験を加えるべきであると考えます。	滝野公園は、植栽、催事、飲食、販売、建物・工作物等の多岐に渡る運営維持管理となることに留意しつつ、公共サービス改革の基本的な考え方を踏襲し、企業の参加要件は門戸を広くするため、必要最低限の参加要件を設定しています。また、公園利用については実績要件とせず企画内容で評価したいと考えています。
15	実施要項(案) P.19 3.(2)企業の業務実績に関する要件	共同企画体として参加するものが提出する場合は………企画立案を行なう者とする。とありますが、弊社は博覧会や国際園芸博覧会等の企画・立案・実施業務の実績がございます。都市公園、レクリエーション施設、観光・商業施設の実績に加え、博覧会実績(展示含む)を加えていただきたい。広報、催事、集客、運営等多岐にわたっての業務実績を有しており、必ずや利すること有りです。	大規模で様々な施設を有する当公園の管理に類する実績が必要と考えており、博覧会(展示含む)は園地管理等が必要な外構等を有する場が少ないと考えられますので、博覧会(展示含む)は対象施設として考えておりません。

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見及び理由		
16	実施要項(案) P20 表1 企業の業務実績等に関する要件	<p>業務実績 運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務(中略)の実績を1件以上有すること。 注意事項 共同企業体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする。</p> <p>●意見 共同企業体の構成員が実績を積み、運営維持管理業務や植物管理業務等の部門の担当企業もしくは代表企業、もしくは単体企業として参加できる制度にすべきである。</p> <p>運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の実績を3件以上有すること。 共同企業体等の一員(代表者以外)としての実績も認める。</p> <p>●理由 現在の資格では、零細な法人はどんなに実績を積んでも、各部門の担当企業もしくは代表企業になれないし、単体企業としても参加できないため。 零細な法人が実績を積み、各部門の担当企業もしくは代表企業、もしくは単体企業として参加できる制度が必要です。</p>		本業務の多岐にわたる業務のマネジメントに鑑み、「①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務に必要な要件」については、「共同企業体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする。」と設定しております。
17	実施要項(案) P21-23 (3)入札資格の配置予定者の業務実績等に関する要件について	<p>同種と類似では実績評価について、経験年数が多くても類似業務の実績が同種業務の実績と同等になるとは思えないので評価に当たっては差をつけるべきである。 滝野すずらん丘陵公園のような大規模自然樹林地の保全・活用や環境教育等多様なプログラムを提供し、大規模花修景施設等の集客機能を有する面積約400haの大規模公園と、総合公園クラスやレク・商業観光施設で2ha以上の園地を持つ施設を同種の業務経験とするのは無理があるのではないかと。さらに利雪による冬季利用という特殊な環境での運営が重要な要素となっているが、その業務実績も評価すべきである。同様に類似施設の業務経験についても、滝野公園の管理に求められる主要機能の業務経験は必要ではないかと考える。 このため、同種の業務経験としては、 1)都市公園の種別では大規模公園クラス 2)レクリエーション・観光・商業施設では、花を主体に樹林地管理も行っている一定規模以上(例えば10ha以上)の施設 とし、 類似業務としては、 1)都市公園の種別では都市基幹公園クラス、 2)レクリエーション・観光・商業施設では、花や樹林地管理を行っている一定規模以上(例えば2ha以上)の施設 3)加えて積雪寒冷地での冬季利用の業務経験が必要(少なくとも同種業務には必須と思慮)とすべきである。</p>		市場化テストの意義をふまえ、広く門戸を広げた競争入札を行うため、現在の業務実績を設定しております。
18	実施要項(案) P25 (1)入札の実施手続及びスケジュール(予定)	スケジュールのところで開札・落札者等の決定が平成22年2月上旬となっており、契約締結が平成22年4月1日と準備期間が短いと思いますが、開札決定日はもう少し早い時期に発表できないのでしょうか。		入札の実施手続をふまえ、可能なスケジュールを設定しています。
19	実施要項(案) P27 (2)入札実施手続き	1)提出書類において、「本件業務実施に係る入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)...」とあるが、業務の対象範囲が、収益施設分は入っていないことが明示されておらずわかりにくい(よく読むと収益施設は含まれないと解釈できるが)。		ご意見をふまえ「ただし、収益施設の費用は含まない。」を追記いたします。
20	実施要項(案) P30 5.評価アドバイザー(仮称)の公表	本業務の審査・評価者および第3者の有識者5名で構成される評価アドバイザーについて、今後、資格や経歴、選出方法などについて公表すべきと考える。		評価アドバイザーは、既存の委員会(札幌開発建設部総合評価審査委員会)を活用する予定です。
21	実施要項(案) P31 表3②加点項目審査1)	文章からでは評価方法を読み取ることが難しいので明確に記述すべきと考える。		提案した数値(目標値)とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とし、目標値の配点を、実現性の配点より高くしています。
22	および2)の「標準評価項目」	「目標値の配点を高くし、目標値と実現性の合計をもって評価を行う」としているが、文章からは評価方法を読み取るのが難しく、明確に記述すべきである。		
23	実施要項(案) P31 表3標準評価項目及び得点配分	<p>●意見 提案書のページ数を柔軟にして、平均2.5ページ程度の総頁規制にしている</p> <p>●理由 ページ数が少なすぎるのは、〇〇という既存参入企業にとって有利に働くため</p>		提出条件を柔軟にした場合、審査が公平にならないと考えております。
24	実施要項(案) 様式2-2	様式2-2について各項目ごとにA4版2枚以内にまとめるとあるが、項目によって、内容の多い少ないが生じるため、括りとしては全頁で何ページと制限を設けるほうが良いのではないのでしょうか。		
25	実施要項(案) P32 2)総合評価の方法	評価値＝価格評価点＋技術評価点としていが、技術評価点の説明を②と④で、価格評価点の説明を③でおこなっており分かりにくい。④はP31の説明であり、説明の順序もおかしい。		①～③で評価値の算出方法の説明、④⑤で基礎項目及び加点項目の評価方法の説明としております。
26	実施要項(案) その他 応募の秘密に関して	応募者の秘密が守られることが、明記されていません。 応募に際しては、応募者のノウハウ、特に収益施設関連事業等では、提案内容に企業の秘密事項に係わることが含まれる場合もあると考えます。 したがって、落選者の応募書類は、破棄処分することを明示し、当選者の書類においても、情報公開請求時の公開範囲を定めることを望みます。		ご意見を踏まえ「提出された参加表明書等は、選定以外に無断で使用しない」を追記します。また、選定された社の提案資料は、公開範囲は事業者と協議し決定します。

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見及び理由		
27	別紙資料 全般	運営維持管理方針)別紙4-(総論)別紙5(運営維持管理業務)-(各論)別紙6(企画立案)別紙7(運営維持管理)別紙8(植物管理)別紙9(収益施設運営要領)というツリー構造になっているはずだが、別紙4、別紙5に「運営維持管理方針」という言葉を使っているのに対して、各論の別紙7にも「運営維持管理」という言葉を使っているため、全体の構造がわかりづらい。		仕様書と個別仕様書として区別しております。
28	別紙資料 別紙-P19以降 運営維持管理業務仕様書(案)及び個別仕様書	ここに示されているのは、各作業項目(植物管理や清掃など)についての詳細な実施方法であり、目安となる指標や実施数量など具体的にわかりやすく示すべきと考える。 審査評価段階で、提案内容が実際に求められる品質を確保できているかどうかを検証する具体的な記述がないので、明確にするべきと考える。		ご意見のとおり「質の設定の追加」を行います。実施方針や企画提案、実施体制より総合的に実現性について評価する予定です。
29	別紙資料 別紙P27 履行場所について	「第9条 管理事務所内に事業者の事務所を置くものとする」とあるが、事業者への貸与条件が不明(有償or無償)である。清掃費用については(別紙p.29)に、人員で分担ということが明記されている。		事務所、車庫等を無償貸し出し(ただし収益事業を行う人員の業務面積については使用料を徴収)することを追記いたします。
30	別紙資料 別紙-P40 第41条 本業務の引継	業務の履行期限内の義務を明記してあるが、公園管理には希少動植物の保護育成や施設の補修など長期的視野に立って実施する内容も含まれるため、履行期限内の瑕疵等による不具合が履行期限後に発覚した場合にも、これに対する保障の義務を民間事業者が負う条文を加えるのが望ましい。		「履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らか場合は、その費用は事業者が負担する。」と追記いたします。
31	別紙資料 別紙P.153 第18条安全管理他 スキー用具&自転車、釣堀施設 サイクリング	それぞれの用具はどかが負担するか明記されていない。負担区分により事業採算性にも影響が出てしまう。 什器・備品の準備(負担)区分が明瞭でない。		建物以外の什器、備品については、事業者の負担と考えております。
32	別紙資料 別紙-P171他 第59条施設等の維持管理 3他 収益施設の軽微な補修	収益施設の軽微な補修については運営事業者が行うこととされているが、使用料を支払っての運営である以上、世間一般の賃貸施設の大家と店子の関係に準じ、ごく軽微な補修以外の基本的な補修(躯体や構造材の劣化に係るものなど)は国の負担とする旨明記いただきたい。		実施要項「1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項(5) 民間事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担」において、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く補修以外は、国の範囲としております。
33	別紙資料 提出様式1-2、1-3様式 1-9-4について	実績として記載した業務に係る契約の写しを提出」とあるが、民間企業では守秘義務(機密情報)上、他者の契約書を提出することは不可能である。 「実績を証明する登記簿又は契約書等の写し」とあるが、民間企業では守秘義務(機密情報)上、他社との契約書を提出することは不可能である。写真は可能であろう。		契約の実績がわかる内容以外、黒塗りした契約書でも可能と考えます。